

JICA統計実務便覧

国際協力事業団
総務部

情 管

JR

81-14

JICA LIBRARY



1005477[3]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 10	R 000
登録No. 00083	00.7
	GAI

は し が き

わが国のODA拡大の努力に伴い、その一翼を担う事業団の事業量も増大の一途をたどっており、事業団の作成する各種の統計はますます貴重な基礎資料となってきた。

そのため各種統計の体系化、標準化により、より適正で有効な統計作成を図るべく関係諸規程の整備を行ってきたところであるが、今般統計実務担当職員の業務簡便化、合理化に資するため当便覧を作成することにした。

この実務便覧の有効な活用により、統計作業が円滑に行なわれ、業務の合理化が促進されれば幸いである。

昭和56年6月

総 務 部

情報管理課

目 次

国際協力事業団事業実績統計規程	1
統計集計要領	6
分野別分類解釈基準(参考)	27
国コード表	38
国際機関・援助機関コード表	44
調査団関連コード表	49

国際協力事業団事業実績統計規程を次のとおり定める。

昭和55年12月6日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

規程第18号

国際協力事業団事業実績統計規程

(目的)

第1条 この規程は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)における事業実績統計(以下「統計」という。)の作成及び管理について基本的事項を定め、統計の体系を整備するとともに、その正確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において統計とは、事業団が実施する各種事業に関し、その実績を把握し、事業計画策定の基礎とし、又は事業団外部へ公表することを目的として作成する各種統計資料をいう。

(統計の種類)

第3条 事業団が作成する統計は、総括統計、個別統計及び業務参考統計の3種類とし、その意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 総括統計は、事業団が実施する事業全般について総括的に取りまとめる統計をいう。
- (2) 個別統計は、事業団が実施する事業について個別的かつ定期的に取りまとめる統計をいう。
- (3) 業務参考統計は、業務遂行上の必要により作成する統計で、前2号に掲げ

る統計以外のものをいう。

(指定統計)

第 4 条 総括統計のうち特に重要なものを事業団の指定統計(以下「指定統計」という。)とする。

2. 指定統計は、別表に掲げるところによる。

(指定統計の作成)

第 5 条 指定統計は、総務部長の承認を得て、総務部情報管理課が作成する。

2. 指定統計の集計項目、内容及び集計方法は、別に定める統計集計要領(以下「集計要領」という。)によるものとする。

(指定統計以外の統計の作成)

第 6 条 指定統計以外の統計は、必要に応じ、その事業を主管する課が作成する。

2. 指定統計以外の総括統計及び個別統計を作成するときは、所属部長の承認を得なければならない。この場合、集計項目、内容、集計方法等について総務部長に協議するものとする。

3. 指定統計以外の統計の集計項目、内容及び集計方法は、集計要領に準ずるものとする。ただし、集計要領により難いときは、この限りでない。

(統計管理者及び統計担当者)

第 7 条 総括統計及び個別統計の作成及び管理を円滑に行うため、統計管理者を置くものとし、当該統計を作成する課(以下「統計管理課」という。)の長がその職務にあたるものとする。

2. 統計管理者は、統計の正確な作成及び適正な管理を行うため、その事務を担当する者(以下「統計担当者」という。)を定めるものとする。

3. 統計担当者は、統計管理者の指示に従って統計の作成及び管理を行う。

(統計の作成に対する協力)

第 8 条 統計管理者は、統計の作成にあたり関係各部の協力を必要とする場合には、その作成に必要な基礎資料の内容を明らかにし、所属部長の承認を得て、関係各部の長に対し、必要な資料の提供を求めるものとする。

(統計の管理等)

第 9 条 作成した統計を印刷製本する場合の取扱い区分、管理等については、国際協力事業団報告書の作成及び管理に関する規程(昭和53年規程第9号)に定めるところによる。

2. 前項に規定する場合以外の取扱い区分、管理等については、その都度その統計を主管する部長が決定する。

(統計の公表)

第 10 条 事業団の外部へ公表する統計は、原則として指定統計に限るものとする。

2. 総務部長は、公表することを主な目的として作成する指定統計については、広く一般の者に公表する等統計を有効に利用するための措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

別 表

指 定 統 計

1. 国際協力事業団年報付属統計
2. 国際協力事業団事業実績表（人数実績編）
3. 国際協力事業団事業実績表（総括編）
4. 国別事業実績
5. DAC年次審査用統計（技術協力）
6. DAC年次審査用統計（投融资）

昭和56年6月3日
通達(総)第26号

各部・室・事務局長
各機関の長 殿

総 裁

指定統計の集計の取扱いについて

国際協力事業団事業実績統計規程(昭和55年規程第18号)第5条第2項に規定する統計集計要領を定めたので、指定統計の集計については、昭和56年4月1日から同要領により取扱うこととされたい。

統計集計要領

第一章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、国際協力事業団事業実績統計規程（昭和 55 年規程第 18 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、指定統計（DAC 年次審査用統計を除く。以下同じ。）の集計項目、内容及び集計方法を定めるものとする。

(集計項目)

第 2 条 指定統計の集計項目は、国際協力事業団法（昭和 49 年法律第 62 号。以下「事業団法」という。）第 21 条に規定する国際協力事業団（以下「事業団」という。）の事業について、形態別に分類するものとし、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 研修員受入
- (2) 専門家派遣
- (3) 調査団派遣
- (4) 協力隊員派遣
- (5) 機材供与
- (6) 投 融 資
- (7) 移住者送出
- (8) 専門家養成確保及び福利厚生
- (9) プロジェクト方式協力

(集計内容)

第 3 条 指定統計の集計内容は、件数、調査団派遣数、対象国数・対象国際機関数、人数・人月数、経費その他必要な内容のものとする。

(集計方法)

第 4 条 指定統計は、第 2 条に掲げる集計項目について、前条に規定する集計内容を新規・継続別、年度別、地域・国別又は分野別に分類して集計する。

2. 前項に規定するもののほか、第 2 条第 2 号に掲げる専門家派遣については、所属先区分別及び長期・短期別に、同条第 3 号に掲げる調査団派遣については、所属先区分別及び調査段階別に分類して集計する。

第二章 集計項目

(研修員受入)

第 5 条 第 2 条第 1 号に掲げる研修員受入は、次の各号に定めるところにより分類する。

(1) 技術研修員 事業団法第 21 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき、技術の研修を行う目的で、開発途上地域から受入れた研修員をいい、次のように区分する。

イ 一般研修員 開発途上国の要請に基づき実施する研修に参加した次に掲げる研修員をいう。

(イ) 一般技術研修員 わが国が経費の全部を負担して本邦において実施する研修に参加した研修員

(ロ) 政府一般要請研修員 わが国が経費の一部を負担して本邦において実施する研修に参加した研修員

(ハ) 第三国研修員 わが国が経費の全部又は一部を負担して本邦以外の第三国において実施する研修に参加した研修員

(ニ) カウンターパート研修員 事業団が開発途上地域において実施するプロジェクト協力の効果を高めることを目的として実施する研修に参加した研修員

ロ 国際機関研修員 国際連合その他国際機関の要請に基づき、本邦にお

- いて実施する研修に参加した研修員をいう。
- (2) 開発協力研修員 事業団法第21条第1項第3号ニ及びホの規定に基づき開発事業又は関連施設整備事業に必要な技術の研修を行うり目的で開発途上地域等から受入れた研修員をいう。
- (3) 移住者子弟研修員 事業団法第21条第1項第4号の規定に基づき移住者の子弟の技術向上に必要な研修を行うり目的で受入れた研修員をいう。
- (4) その他研修員 前各号に該当しない研修員をいう。

(専門家派遣)

第6条 第2条第2項に掲げる専門家派遣は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 技術専門家 事業団法第21条第1項第1号ロ及び同条同項第7号の規定に基づき派遣した専門家をいい、次のように区分する。

イ 一般専門家 開発途上国の要請に基づき派遣した次に掲げる専門家をいう。

(イ) 一般技術専門家 わが国が経費の全部又は一部を負担して開発途上国の政府機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣した専門家

(ロ) 有償派遣等特別専門家 わが国が経費の一部を負担して開発途上国の政府機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣した専門家

ロ 国際機関専門家 国際連合その他国際機関の要請に基づき派遣した専門家をいう。

- (2) プロジェクト方式専門家 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づきプロジェクト事業のために開発途上地域に派遣した専門家をいい、次のように区分する。
- イ 技術協力センター専門家 技術協力センター費により派遣した専門家をいう。
 - ロ 保健医療専門家 保健医療協力費により派遣した専門家をいう。
 - ハ 人口・家族計画専門家 人口・家族計画協力費により派遣した専門家をいう。
 - ニ 農林業協力専門家 農林業協力費により派遣した専門家をいう。
 - ホ 産業開発協力専門家 産業開発協力費により派遣した専門家をいう。

- (3) 開発協力専門家 事業団法第21条第1項第3号ニ及びホの規定に基づき開発事業又は関連施設整備事業に必要な技術の指導のため開発途上地域等に派遣した専門家をいう。
- (4) 移住者指導専門家 事業団法第21条第1項第4号の規定に基づき移住者の援助及び指導のため海外に派遣した専門家をいう。
- (5) その他専門家 前各号に該当しない専門家をいう。

(調査団派遣)

第7条 第2条第3号に掲げる調査団派遣は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 研修員受入調査団 事業団法第21条第1項第1号(イ)の規定に基づき実施する研修員受入事業に関し派遣した調査団をいう。
- (2) 機材供与調査団 事業団法第21条第1項第1号(ロ)の規定に基づき実施する機材供与事業に関し派遣した調査団をいう。

(3) 開発調査方式
調査団

開発調査方式調査団は、次のように区分する。

イ 開発調査調査団

事業団法第21条第1項第1号(イ)の規定に基づき実施する開発調査事業に関し派遣した調査団をいう。

ロ 海外開発
計画調査団

事業団法第21条第1項第7号の規定に基づき実施する海外開発計画調査事業に関し派遣した調査団をいう。

ハ 資源開発協力
基礎調査団

事業団法第21条第7号の規定に基づき実施する資源開発協力基礎調査事業に関し派遣した調査団をいう。

(4) プロジェクト
方式調査団

プロジェクト方式調査団は、次のように区分する。

イ 技術協力
センター調査団

事業団法第21条第1項第1号(ニ)の規定に基づき実施する技術協力センター事業に関し派遣した調査団をいう。

ロ 保健医療
協力調査団

事業団法第21条第1項第1号(三)の規定に基づき実施する保健医療協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ハ 人口・家族
計画調査団

事業団法第21条第1項第1号(四)の規定に基づき実施する人口・家族計画協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ニ 農林業
協力調査団

事業団法第21条第1項第1号(五)の規定に基づき実施する農林業協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ホ 産業開発
協力調査団

事業団法第21条第1項第1号(六)の規定に基づき実施する産業開発協力事業に関し派遣した調査団をいう。

- う。
- (5) 専 門 家
福利厚生調査団 事業団法第21条第1項の規定に基づき実施する技術協力等に係る専門家の福利厚生に関し派遣した調査団をいう。
- (6) 専 門 家 養 成
確保調査団 事業団法第21条第1項第5号の規定に基づき実施する専門家の養成確保事業に関し派遣した調査団をいう。
- (7) 無 償 資 金
協力調査団 事業団法第21条第1項第1号の2の規定に基づき実施する無償資金協力の促進に関し派遣した調査団をいう。
- (8) 開発協力調査団 事業団法第21条第1項第3号(イ)の規定に基づき実施する開発協力事業に関し派遣した調査団をいう。
- (9) 青年海外協力隊
調 査 団 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき実施する青年海外協力事業に関し派遣した調査団をいう。
- (10) 移住事業調査団 事業団法第21条第1項第4号の規定に基づき実施する移住事業に関し派遣した調査団をいう。
- (11) その他調査団 前各号に該当しない調査団をいう。

(協力隊員派遣)

第8条第2条第4号に掲げる協力隊員派遣は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 一 般 隊 員 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき、隊員として選考及び訓練を行い開発途上地域に派遣した隊員(次号及び第3号に規定するものを除く。)をいう。
- (2) シニア隊員 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき、一般隊員としての活動期間を終了した者の中からシニア隊員(調整員を含む。)の選考及び訓練を行い開発途上

地域に派遣した隊員をいう。

- (3) 国連ボランティア 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき、国際連合の要請により派遣した隊員をいう。

(機材供与)

第9条 第2条第5号に掲げる機材供与は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 単 独 機 材 事業団法第21条第1項第1号ハの規定に基づき、専門家の現地指導又は研修員の帰国後の活動を支援する目的で開発途上国の要請により供与した機材をいう。

- (2) 携 行 機 材 携行機材は次のように区分する。

イ 専門家携行機材 事業団法第21条第1項第1号ロ及びニの規定に基づき派遣する専門家の現地指導に必要な機材であって、専門家が携行し、供与したものをいう。

ロ 協 力 隊 員
携 行 機 材 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき派遣する協力隊員の協力活動に必要な機材であって、協力隊員が携行し、供与したものをいう。

- (3) プロジェクト
方式 機 材 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき、プロジェクト方式協力の一環として供与した機材をいう。

- (4) 調 査 機 材 事業団法第21条第1項の規定に基づき派遣する調査団の現地調査に必要な機材であって、原則として、海外開発計画調査費により派遣する調査団が携行し、供与したものをいう。

- (5) そ の 他 機 材 前各号に該当しない機材をいう。

(投 融 資)

第10条 第2条第6号に掲げる投融資は、次の各号に定めるところにより分類

する。

- (1) 開発投融資 事業団法第21条第3号イ及びロの規定に基づき、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、事業団が行った資金の貸付け、債務の保証又は資金の出資（以下「投融資」という。）をいい、次のように区分する。

イ 関連施設の整備に必要な投融資

ロ 試験的事業に必要な投融資

- (2) 移住投融資 事業団法第21条第4号へ及びトの規定に基づき、移住者の定着及び安定を図るため事業団が行った投融資をいい、次のように区分する。

イ 移住者又はその団体に対し行った投融資

ロ 移住者の定着及び安定に寄与すると認められる事業を行う者に対し行った投融資

（移住者送付）

第11条 第2条第7号に掲げる移住者送付は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 事業団扱
移住者 事業団法第21条第1項第4号イの規定に基づき、事業団が海外移住に関し相談に応じ、並びにあっせんを行い「移住者適格通知書」を発給した移住者をいう。
- (2) 渡航費支給
移住者 前号に規定する移住者のうち事業団法第21条第4号ロの規定に基づき、渡航費を支給した移住者をいう。

（専門家養成確保及び福利厚生）

第12条 第2条第8号に掲げる専門家の養成確保及び福利厚生は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 養成確保専門家 事業団法第21条第1項第5号の規定に基づき養成及び確保した者をいい、次のように区分する。
- イ 養成専門家 技術協力事業に従事する人材（開発協力事業において、技術の指導に従事する人材を含む。）として養成した次に掲げる者をいう。
- (イ) 派遣前研修者 海外に派遣することが決定された専門家を対象とし、任国において業務を効果的に実施するために必要な語学力及び技術の向上を目的として実施する研修に参加した者
- (ロ) 中期研修者 近い将来専門家として派遣することが見込まれる者を対象として専門家として必要な語学力及び技術の向上を目的とし、国内及び海外において実施する中期の研修に参加した者
- (ハ) 海外長期研修者 将来国際協力事業の分野において実務的かつ指導的な役割を果し得る専門家を養成することを目的として海外において実施する長期の研修に参加した者
- (ニ) 帰国専門家等
国内長期
技術研修者 帰国専門家、帰国隊員等であって、再派遣されることが予定される者を対象とし、技術の向上を目的として国内において実施する長期の研修に参加した者
- (ホ) その他研修者 前各号に該当しないもの
- ロ 確保専門家 専門家の派遣を迅速かつ的確に行うために必要な人材として確保した次に掲げる者をいう。
- (イ) 登録専門家 派遣専門家登録実施要領（昭和52年国協達第17

- 号)の規定に基づき事業団が登録した者
- (ロ) 特別嘱託 国際協力のために海外に派遣する専門家の特別嘱託に関する要綱(昭和50年国協達第7号)の規定に基づき、事業団が委嘱した者
- (ハ) 専門技術嘱託 専門技術嘱託に関する達(昭和54年国協達第25号)の規定に基づき、事業団が委嘱した者
- (2) 専門家福利厚生 専門家の福利厚生に必要な健康管理、災害補償、生活環境整備等の事業をいう。

(プロジェクト方式協力)

第13条 第2条第9号に掲げるプロジェクト方式協力は、相手国に協力の拠点を置き、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を効果的に組み合わせて当該国の開発に適した技術の開発、研究及び必要な人材の訓練を計画的に実施する協力形態であって、技術協力センター費、保健医療協力費、人口・家族計画費、農林業協力費、産業開発協力費等により実施したものをいい、次の各号に掲げる項目によりプロジェクト毎に分類する。

- (1) 第5条第1号(ニ)に掲げるカウンターパート研修員
- (2) 第6条第2号に掲げるプロジェクト方式専門家
- (3) 第7条第4号に掲げるプロジェクト方式調査団
- (4) 第9条第3号に掲げるプロジェクト方式機材

第三章 集計内容

(件数)

第14条 第3条に規定する件数の集計の対象は、第7条第3号、第4号、第7号及び第8号に規定する調査団とし、その算定基準は、1協力案件をもって1件とする。

(調査団派遣数)

第15条 第3条に規定する調査団派遣数の集計の対象は、第7条に規定する調査団とし、その算定基準は、1派遣計画をもって1派遣とする。

(対象国・対象国際機関数)

第16条 第3条に規定する対象国・対象国際機関数の集計の対象は、第2条に掲げる項目(同条第8号に掲げるものを除く。)とし、その算定基準は、わが国が協力を実施した国又は国際機関の数とする。

(人数・人月数)

第17条 第3条に規定する人数・人月数の集計の対象は、第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号(福利厚生に関するものを除く。)及び第9号の項目とし、その算定基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 人数の算定 人数の算定は次に定めるところによる。

イ 事業団が経費の全部又は一部を負担した者の人数とし、研修員受入については研修に参加した人数、専門家養成確保については、研修に参加した人数又は登録若しくは委嘱した人数、その他のものについては、本邦を出発した人数とする。

ロ イに規定する人数算定の開始日は次による。

(イ) 研修員受入については、本邦で研修する場合にあっては本邦に到着した日、本邦以外で研修する場合にあっては研修を開始した日とする。

(ロ) 専門家養成確保については、研修に参加した日(海外長期研修にあっては本邦を出発した日)又は登録若しくは委嘱した日とする。

(ハ) その他のものについては、本邦を出発した日とする。

ハ イに規定した人数算定の完了日は次による。

(イ) 研修員受入については、本邦で研修する場合にあっては本邦を出発した日、本邦以外で研修する場合にあっては研修を完了した日とする。

- (ロ) 専門家養成確保については、研修を完了した日（海外長期研修にあっては本邦に到着した日）又は登録若しくは委嘱を解除した日とする。
- (ハ) その他のものについては、本邦に到着した日とする。
- (2) 人数の算定の例外 前号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより算定する。
- イ 派遣中の専門家について、任期の途中において予算区分に変更があった場合
- 変更のあった日をもって本邦に到着した日とみなし、その翌日をもって本邦を出発し、変更後の予算区分により新たに派遣したものとみなす。
- ロ 一部調査団員が本邦に帰国することなく、異なる目的を有する他の調査団（以下「他の調査団」という。）に参加した場合
- 当該調査団員に係る現地調査業務の完了した日をもって本邦に到着した日とみなし、その日の翌日をもって本邦を出発して他の調査団に参加したものとみなす。
- ハ 協力隊員が本邦に帰国することなく他の国に派遣された場合
- 前派遣国を出発した日をもって本邦に到着したものとみなし、新派遣国に到着した日をもって本邦を出発し、当該国に新たに派遣されたものとみなす。
- ニ 専門家の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）その他の取扱いに基づき専門家又は協力隊員が派遣期間中に一時帰国した場合
- 第1号に規定する場合の開始日及び完了日の算定の対象としない。
- ホ 現地に滞在する者（専門家及び協力隊員を除く。）が調査団の団員として現地参加した場合
- 現地参加した日をもって本邦を出発した日とみなし、業務を完了した日をもって本邦に到着した日とみなす。

- (3) 入月数の算定 次の算式により計算して得た数について、小数点第2位を四捨五入して算定する。

$$\text{入月数} = \text{人数} \times \frac{\text{開始日から起算して完了日迄の日数}}{30}$$

(経 費)

第18条 第3条に規定する経費の集計の対象は、第2条に掲げる項目とし、その算定基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 経費は、支出決定済額によるものとし、各事業について予算科目別に算定する。
- (2) 経費を外国通貨で表示する必要がある場合は、原則として米国ドルを使用する。この場合において、換算率は固定レートにあってはそのレート、変動レートにあっては原則として前年のDAC統計に使用した換算率を使用するものとする。

(その他必要な内容)

第19条 第3条に規定するその他必要な内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無償資金協力促進事業に係る次に掲げるものとする。
 - イ 無償資金協力の件名
 - ロ 無償資金協力に係る交換公文締結年月日
 - ハ 無償資金供与限度額
- (2) 投融資に係る次に掲げるものとする。
 - イ 投融資の件名
 - ロ 事業内容
 - ハ 事業地
 - ニ 承諾額及び承諾年月日

- ホ 契約額及び契約年月日
- ヘ 実行額及び実行年月日
- ト 利 率
- チ 償還期限
- リ 据置期間
- ヌ グラント・エレメント

第 四 章 集 計 方 法

(新規・継続別)

第 20 条 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、各 集 計 項 目 に 係 る 集 計 内 容 に つ い て 新 規 ・ 継 続 別 に 集 計 す る 場 合 に は、次 の 各 号 に 定 め る と 處 所 に よ り 分 類 し て 行 う。

- (1) 新 規 当 該 事 業 年 度 に 新 た に 実 施 し た 事 業 を い う。
- (2) 継 続 前 事 業 年 度 か ら 当 該 事 業 年 度 に 継 続 し 実 施 し た 事 業 を い う。

(年 度 別)

第 21 条 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、各 集 計 項 目 に 係 る 集 計 内 容 に つ い て、年 度 別 に 集 計 す る 場 合 に は、事 業 団 法 第 26 条 に 規 定 す る 事 業 年 度 に よ る も の と す る。た だ し、第 14 条 か ら 第 17 条 ま で に 規 定 す る 集 計 内 容 に つ い て、前 事 業 年 度 予 算 に よ り 翌 事 業 年 度 の 4 月 1 日 以 降 に 実 施 す る 場 合 に は、当 該 内 容 は、翌 事 業 年 度 の 実 績 と し て 集 計 す る。

(地 域 ・ 国 別)

第 22 条 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、各 集 計 項 目 (第 2 条 第 8 号 に 掲 げ る も の を 除 く。) に 係 る 集 計 内 容 に つ い て、地 域 ・ 国 別 に 集 計 す る 場 合 に は、「国 名 表 記 及 び 地 域 分 類 に つ い て」(昭 和 52 年 通 達 (総) 第 55 号) に 定 め る と 處 所 に よ り 分 類 し て 行 う も の と し、国 名 は 同 通 達 別 表 第 1 に 定 め る 一 般 名 称 を 用 い る も の と す る。こ の 場 合、同 一 地 域 の 複 数 国 に わ た り 派 遣 さ れ る 専 門 家 調 査

同等にあつては、当該地域の国別分類不能欄に、複数地域にわたり派遣される
専門家、調査団等にあつては、主たる地域の国別分類不能欄にそれぞれ集計す
る。

(分野別)

第23条 第4条第1項の規定に基づき、各集計項目(第2条第8号に規定する
ものを除く。)に係る集計内容のうち人数又は経費について分野別に集計する
場合には、別表に定める分野に分類して行ひ。

2. 前項に規定する分野に分類する場合の基準は、次の各号に定めるところによ
る。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 第5条各号に掲げる研修員 | 当該研修員の研修内容 |
| (2) 第6条各号に掲げる専門家 | 当該専門家の指導科目 |
| (3) 第7条各号に掲げる調査団 | 第3号の開発調査方式調査団にあつてはその主たる調査分野、第4号のプロジェクト方式協力調査団にあつてはその主たるプロジェクト協力分野、第7号の無償資金協力促進調査団にあつては無償資金協力対象分野、第8号の開発協力調査団にあつては開発協力案件分野、その他の調査団にあつてはその主たる調査分野 |
| (4) 第8条各号に掲げる協力隊員 | 当該隊員の派遣職種 |
| (5) 第9条各号に掲げる機材供与 | 第1号の単独機材にあつてはその機材の供与目的、第2号の携行機材にあつてはその機材を携行した専門家又は協力隊員の指導科目又は派遣職種、第3号のプロジェクト方式機材にあつてはそのプロジェクトの協 |

力分野、第4号の調査機材にあってはその機材を携行した調査団の主たる調査分野、第5号のその他機材にあってはその機材が供される分野

(6) 第10条各号に掲げる投融資 当該投融資対象事業分野

(7) 第11条各号に掲げる移住者 当該移住者の職種

(8) 第13条に掲げるプロジェクト方式協力

当該プロジェクトの協力分野

(長期・短期別)

第24条 第4条第2項の規定に基づき、専門家について長期・短期別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち対象国数、人数・人月数、及び経費について次の各号に定めるところにより分類して行う。

(1) 長期 専門家の派遣期間が1年以上のもの

(2) 短期 専門家の派遣期間が1年未満のもの

(所属先区分別)

第25条 第4条第2項の規定に基づき、専門家及び調査団について所属先区分別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち、人数・人月数について、国家公務員、地方公務員、特殊法人、民間、自営、事業団嘱託又は無職に分類して行う。

(調査段階別)

第26条 第4条第2項の規定に基づき、調査団(第7条第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げるものをいう。)について、調査段階別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち、調査団派遣数、人数・人月数及び経費について次の各号に定めるところにより分類して行う。

(1) 開発調査方式調査団 第7条第3号に掲げる開発調査方式調査団は、次のよ

うに区分する。

イ 研究・基礎
調査 団

わが国の経済・技術協力の実施に資するため開発途上国の一般的な事情若しくは特定分野の現状又は諸外国の経済・技術協力の実施状況、実施方法等に関し必要な調査を行い、及び資料を収集するために派遣した調査団をいう。

ロ 選定・確認
調査 団

経済・技術協力の対象として取り上げることが適当である案件について、相手国政府と協議を行い、新たな案件を発掘し、又は選定するために派遣した調査団をいう。

ハ 事前調査団

開発計画調査の対象として取り上げる案件に関し、当該案件の要請の背景、当該国の一般的な事情その他本格調査の実施に必要な資料を収集し、及び現地調査の内容、手法、範囲その他必要な事項について相手国政府と協議を行うために派遣した調査団をいう。

ニ 本格調査団

当該開発計画調査に関し、現地調査を行い、調査報告書を作成するため、原則として事前調査に引き続き派遣した次に掲げる調査団をいう。

(イ) 現地調査団

現地踏査、測量、観測、ボーリングその他必要な方法により、当該調査に関する資料を収集し、及びそれらを整理、分析し、報告書を作成するために派遣した調査団

(ロ) 現地作業監理
調査 団

現地調査をコンサルタントに実施させる場合に当該調査業務の適切かつ効率的な推進を計るため調

- 調査の手法、進捗状況その他必要な事項についてコンサルタントを指導し、又は必要に応じ相手国政府と協議を行うために派遣した調査団
- (イ) 報告書説明調査団 調査の結果を取りまとめた報告書の草案を相手国政府に提示し、相手国政府の合意を取り付けるために派遣した調査団
- ホ アフターケア調査団 調査を完了し、報告書を提出した開発計画について、必要に応じ追加調査を行い、又は相手国政府に補足説明若しくは助言を行うために派遣した調査団をいう。
- (2) プロジェクト方式調査団 第7条第4号に掲げるプロジェクト方式調査団は、次のように区分する。
- イ 研究・基礎調査団 わが国のプロジェクト方式協力の実施に資するため、開発途上国において実施されているプロジェクト方式協力の実施状況、実施方法等に関し必要な調査を行い、及び資料を収集するために派遣した調査団をいう。
- ロ 選定・確認調査団 プロジェクト方式協力の対象として取り上げることが適当である案件を発掘し、又は選定するために派遣した調査団をいう。
- ハ 事前調査団 プロジェクト方式協力の対象として取り上げる案件に関し、当該案件の要請の背景、当該国の一般的な事情その他本格調査の実施に必要な資料を収集し、及び現地調査の内容、手法、範囲その他必要な事項について相手国政府と協議を行うために派遣した調

査団をいう。

ニ 本 格 調 査 団 当該プロジェクト方式協力を実施するため、事前調査に引き続き派遣した次に掲げる調査団をいう。

(イ) 実施協議審査団 当該プロジェクトの実施に関し、協定の締結に必要な協議又は討議議事録の署名を行うことを主たる目的として派遣した調査団

(ロ) 巡回指導調査団 当該プロジェクトの実施に関し、プロジェクトの現状を視察し、専門家に対し助言及び指導を行うために派遣した調査団

(ハ) 計画打合せ調査団 当該プロジェクトの協力期間中に相手国政府とプロジェクトの運営に関し必要な協議を行うために派遣した調査団

(ニ) 効果測定調査団 当該プロジェクトの協力期間中に協力の効果を調査し、必要に応じ協力期間の延長その他必要な事項について、相手国政府と協議を行うために派遣した調査団

(ホ) 機材管理指導調査団 当該プロジェクト協力の一環として供与した機材の使用及び管理状況について調査し、機材の検査及び修理を行い、必要に応じ当該機材の使用及び管理方法について指導を行うために派遣した調査団

ホ アフターケア調査団 協力を終了したプロジェクトについて、当該プロジェクトの協力の効果及び活動状況について調査し、必要な指導を行うために派遣した調査団をいう。

(3) 無償資金協力調査団 第7条第7号に規定する無償資金協力関連調査団（こ

の号において、基本設計を作成するために派遣した調査団を含む。)は、次に定めるところにより区分する。

イ 基本設計調査団 無償資金協力対象案件について、計画の概要、規模及び所要額等について調査し、基本設計を作成することを目的として派遣した調査団をいう。

ロ 契約促進調査団 当該案件に係る契約の締結に関し必要な調査を行うことを目的として派遣した調査団をいう。

ハ 実施状況調査団 当該案件に係るディスパースを促進するために必要な調査を行うことを目的として派遣した調査団をいう。

(4) 開発協力調査団 第7条第8号に掲げる開発協力調査団は、次のように区分する。

イ 基礎一次調査団 試験的事業の主要な対象品目が具体的に予定されている地域で開発の候補地の中から事業適地を選定し、事業の可能性を調査するために派遣した調査団をいう。

ロ 基礎二次調査団 事業適地の選定後、開発基本構想を策定するために派遣した調査団をいう。

ハ 開発計画調査団 開発基本構想に基づき、開発の基本計画及び実施計画を策定するために派遣した調査団をいう。

ニ 計画打合せ調査団 当該開発協力案件に係る調査期間中に相手国政府等と必要な協議を行うために派遣した調査団をいう。

ホ 作業監理調査団 当該調査業務の適切かつ効率的な推進を計るために必要に応じ調査作業の指導を行う目的で派遣した調査団をいう。

へ 関連施設
整備調査団

関連施設整備計画の対象範囲を確認し、予備設計を含む基本設計を策定するために派遣した調査団をいう。

ト 投融資審査等
調査団

投融資事業に関し必要な調査を実施する目的で派遣した調査団をいう。

第五章 雑 則

(その他の取り扱い)

第27条 指定統計の集計に関し、この要領により難いときは、総務部長が別に定める。

別表

分野別分類表

大分類	中分類	小分類
1. 計画・行政	(1) 開発計画	① 開発計画一般 ② 総合地域開発計画
	(2) 行政	① 行政一般 ② 財政・金融 ③ 環境問題 ④ 統計 ⑤ 情報・広報
2. 公共・公益事業	(1) 公益事業	① 公益事業一般 ② 上水道 ③ 下水道 ④ 都市衛生
	(2) 運輸交通	① 運輸交通一般 ② 道路 ③ 陸運 ④ 鉄道 ⑤ 港湾・海運 ⑥ 航空・空港 ⑦ 都市交通 ⑧ 気象・地震
	(3) 社会基盤	① 社会基盤一般 ② 河川・砂防 ③ 都市計画・土地造成 ④ 建築・住宅 ⑤ 測量・地図
	(4) 通信・放送	① 通信放送一般 ② 郵便 ③ 電気通信 ⑤ 放送
3. 農林水産	(1) 農業	① 農業一般 ② 養蚕 ③ 農業土木 ④ 農業機械 ⑤ 農産加工
	(2) 畜産	① 畜産 ② 家畜衛生 ③ 畜産加工
	(3) 林業	① 林業 ② 林産加工
	(4) 水産	① 水産 ② 水産加工
4. 鉱工業	(1) 鉱業	① 鉱業
	(2) 工業	① 工業一般 ② 化学工業

大 分 類	中 分 類	小 分 類
		③ 鉄鋼非鉄金属 ④ 機械工業 ⑤ 繊維工業 ⑥ パルプ・木材製品 ⑦ 食品工業 ⑧ その他工業
5. エネルギー	(1) エネルギー	① エネルギー一般 ② 電力 ③ ガス・石油 ④ 新・再生エネルギー ⑤ その他エネルギー
6. 商業・観光	(1) 商業・貿易	① 商業経営 ② 貿易
	(2) 観 光	① 観光一般 ② 観光施設
7. 人的資源	(1) 人的資源	① 人的資源一般 ② 教育 ③ 職業訓練
	(2) 科学・文化	① 科学 ② 文化
8. 保健医療	(1) 保健医療	① 保健医療 ② 人口家族計画
9. 社会福祉	(1) 社会福祉	① 社会福祉 ② 労働 ③ その他福祉
10. その他	(1) その他	① その他
合 計 10	20	69

注1. 各分野で該当する次の事項については、それぞれの分野に含めることとする。

- (1)行政・サービス (2)計画立案・策定 (3)調査・測量・ポーリング
(4)事業の経営 (5)保守・管理・修理・修繕 (6)統計の作成
(7)人材の育成・教育・訓練 (8)研究・開発

2. 機械、設備機器の生産は、工業の分野に分類する。

上記の分野別分類では扱いきれない複数の分類項目相互間にまたがる性格の、いわば機能別角度からの分類、例えば研究協力、BHN等については別途定めることとする。

分類別分類解釈基準(参考)

()内は電算コード

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例	
1. 計画・行政	(1) 開発計画	① 開発計画一般 (101010)	開発計画の対象が全般にわたるもの及び開発計画研究等で下記に該当しないもの (開発計画の対象が特定分野に限定されるものは各分野に区分する)	経済開発計画、社会開発計画、経済協力、技術協力、開発理論、開発行政	
		② 総合・地域開発計画 (101020)	複数国間、又は一国内の特定地域全体を対象とした開発計画	総合開発計画、地域開発計画、水資源総合開発計画 対象が明確に特定分野に限定されるものは各分野に区分 (例) 農業総合開発計画 → 農業	
		(2) 行政	① 行政一般 (102010)	行政の対象が国家及び地方レベルの行政全般 (行政の対象が特定分野に限定されるものは各分野に区分する)	国家・地方行政、消防、特許、警察、国家・地方組織、参政問題、選挙
			② 財政・金融 (102020)	経済・財政・金融全般	経済行政、財政行政、通貨行政、金融行政、税務行政、経済分析、国庫制度、予算、国税、租税等税金一般、国債、公債、金融理論、景気変動、外国為替、銀行、保険(生命保険、損害保険、火災保険)
			③ 環境・公害 (102030)	環境の保全、又は改善に関すること全般 (都市衛生、保健医療に関するものは除く)	環境行政、環境公害防止、環境保全、産業公害、自然保護、環境汚染
	④ 統計 (102040)	統計全般 (統計の対象が特定分野に限定されるものは各分野に区分する)	統計行政、統計理論、人口統計、国勢調査、統計法、統計技術		
	⑤ 情報・広報 (102050)	情報の処理・管理及び広報全般	電子計算機理論、ハードウェア、ソフトウェア、データ・バンク、報道、新聞、広告計画、宣伝、司書、写真、映画		

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
2. 公共・公益事業	(1) 公益事業	① 公益事業一般 (201010)	公共及び公益事業全般	公益事業行政、公益事業開発計画
		② 上水道 (201020)	上水道全般	上水道開発計画、上水道設備、上水道事業経営、上水道技術、浄水場、ポンプ場、上水道を目的とする貯水池・ダム等の計画、設計・建設、井戸、送水路
		③ 下水道 (201040)	下水道全般	下水道開発計画、下水道設備、下水路、下水処理、汚水処理、簡易下水道
		④ 都市衛生 (201030)	都市及び農村における廃棄物等に関すること全般	家庭・産業廃棄物の清掃・処理及びし尿処理
	(2) 運輸・交通	① 運輸・交通一般 (202010)	運輸・交通全般	運輸・交通行政、運輸・交通研究、運輸・交通開発計画、運輸・交通網整備、運輸・交通施設整備、倉庫、冷凍倉庫
		② 道路 (202020)	道路の建設・保守に関すること全般	道路行政、道路計画、路線計画、道路設計・建設、道路建設材料、道路技術、道路照明、高速道路、橋梁設計・建設、道路トンネル設計・建設
		③ 陸運 (202030)	陸上輸送及び附帯施設全般 (鉄道、都市交通一般及び石油等のパイプラインは除く)	陸運行政、陸運計画、トラック・バス等による旅客・貨物の輸送、トラック・バスターミナル施設の設計・建設
		④ 港海 (202040)	海上輸送及び附帯施設全般、及び港務施設、河川施設等全般 (石油等エネルギー関連輸送は除く)	港湾・海運行政、港湾・海運計画、航海術全般、船舶による旅客・貨物の輸送、安全航行、防波堤、埠頭、燈台、港湾施設、コンテナヤード、上屋、護岸、浚渫、埋立、航路標識、河川・運河・湖沼交通
		⑤ 鉄道 (202050)	鉄道、地下鉄、モノレール等による輸送及び附帯施設全般 (石油等エネルギー関連輸送は除く)	鉄道行政、鉄道電化、路線計画、鉄道設計、鉄道等による旅客貨物の輸送、停車場、操作場、鉄道信号、保安設備、高速鉄道、橋梁・トンネル設計・建設等

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
		⑥ 航空 (202060)	航空輸送及び附帯施設全般、 及び空港施設全般	航空機による旅客・貨物の輸 送、安全航行、空港業務、航 空技術、航空施設、航空計画、 航空行政、空航施設、空航関 連施設、航空無線
		⑦ 都市交通 (202070)	特定の都市を対象とする陸上 輸送及び附帯施設全般	都市交通行政、都市交通計画、 タクシー・ハイヤー事業
		⑧ 気象・地震 (202080)	気象及び地震全般 (気象の対象が特定分野を目的とするものは各分野に区分する)	気象関連行政、気象学、天気予報、地震研究・対策、地盤調査、地耐力、地震工学、観測、火山学、温泉学
	(3) 社会基盤	① 社会基盤 (203010)	社会開発全般で下記に該当しないもの	建設行政、土木行政、構造力学、土質工学、橋梁力学、水理学等、建設機械・器具の利用
		② 河川・砂防 (203020)	河川・湖沼等の維持管理及び必要となる附帯工事等全般	河川行政、河川開発計画、治水、河川工事、水路計画、水路設計・建設、洪水・水害対策、護岸河口改良、低水工事、閘門、運河
		③ 都市計画・土地造成 (203030)	都市機能の充実・管理及び必要となる附帯工事等全般	都市計画、都市設計、緑地、公園、区画整理、衛生都市設計・建設、都市開発計画、都市再開発計画
		④ 建築・住宅 (203040)	建築全般	建築行政、建築基礎、木・鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、防災・特殊構造、住宅建築、公共建物建築(病院、学校、公民館等)、建築設備(衛生設備、冷暖房装置、空調装置、機械・運搬設備等)、建築装飾、意匠、デザイン、住宅行政、住宅開発計画
		⑤ 測量・地図 (203050)	測量及び地図作成全般 (測量が特定の目的の一部として実施される場合は、各分野に区分する)	測量技術(距離、平板、コンパス、水準、三角、写真、航空等)、地図作成、製図、曲線設定等
	(4) 通信・放送	① 通信放送 (204010)	通信全般に関するもので下記に該当しないもの	通信行政、通信開発計画、電波管理

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
		② 郵便 (204020)	郵便全般	郵便行政、郵便事業、郵便切手、航空郵便等
		③ 電気通信 (204030)	電気通信全般	電気通信行政、電気通信事業、電気・通信施設技術、通信網、通信線路、衛星通信、電信、テレックス等、電信機械技術、電気工学、通信工学、電信工学、無線工学、電子工学、電話、電話網、電話交換、搬送通信、電報、海底電信、国際電話事業全般
		④ 放送 (204040)	放送全般	放送行政、放送事業、番組編成、企画、教育番組等、国際放送、放送技術、放送施設技術
3. 農林水産	(1) 農業	① 農業一般 (301010)	農業全般に関するもので下記に該当しないもの	農業行政、農業開発計画、農業経営、農業統計、農家用資材、農産物市場、農産物貯蔵、育種、交配技術、病害虫、農業化学、肥料、土性分析等、農業、農業関連生物、農家経済、農村調査、糖料作物、澱粉作物、嗜好料作物、香料作物、薬用植物、染料植物、果樹園・菜園経営、園芸植物学、温室、果樹栽培、農業協同組合
		② 養蚕 (301020)	養蚕全般	養蚕行政、養蚕開発計画、養蚕経営、育蚕全般、養蚕学、蚕糸学、桑、桑栽、蚕種、種改良、蚕種貯蔵、蚕病、害虫、蚕室、蚕具、製糸、生糸、蚕糸利用
		③ 農業土木 (301030)	農業の発展に必要な附帯設備・全般	土地開発、土地改良、農業水利、農業かんがい・排水・水文・水管理、土壌保全、農業構造物（農道、水路、溜池、サイフォン、水路橋）
		④ 農業機械 (301040)	農業に関連して使用される機械等の導入計画、利用全般	農業機械化、農業機械利用、農業機械技術、園芸用具等

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
	(2) 畜産	⑤ 農産加工 (301050)	農産物の加工全般	醸酵微生物、精穀、精米、精麦、製粉、製めん、豆類製品、芋類加工、乾燥、ジャム、果汁、缶詰、びん詰、精糖
		① 畜産 (302010)	畜産業全般に関するもので下記に該当しないもの	畜産行政、畜産開発計画・経済、畜産組合、畜産普及、牧場経営、品種改良、種育、家畜飼料、人工授精、家畜飼育、家畜の管理、畜舎、用具等、家きん飼育、養鶏、産卵、ふ卵、養蜂
		② 家畜衛生 (302020)	家畜衛生全般	獣医学全般、家畜衛生全般
		③ 畜産加工 (302030)	畜産品の加工全般	酪農・製品、肉製品、食肉利用・加工、卵、卵製品、脂肪利用、毛皮等の利用、その他の副産物利用、蜜製品、缶詰、びん詰
	(3) 林業	① 林業 (303010)	林業全般に関するもので、下記に該当しないもの	森林行政、森林開発計画、森林経済、造林、森林資源調査、森林組合、森林経営、森林災害、樹木栽培、地質・地形、森林土壌、肥料、気象・気候、森林植物学、種子、種苗、樹病、森林昆虫、木材の構造性質、鳥獣の保護・繁殖・利用、森林土木、森林治水、治水砂防、森林機械、林業用具
		② 林産加工 (303020)	木材製造及び加工全般	木材乾燥、保存、防腐、防虫、伐木、木材の採取、製材、改良木材(合板、強化、耐火材)、木材加工、森林副産物、竹材、木材炭化、木材繊維
	(4) 水産	① 水産 (304010)	水産業全般に関するもので、下記に該当しないもの。	水産行政、水産開発計画、水産経済、漁場開発・漁業制限、漁業共同組合、水産物市場、水産物貯蔵、水産物検査、漁病、漁業気象、水産物理学、水産化学、水産生物、水産資

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
		② 水産加工 (304020)	水産物の加工全般	源、水産動植物、養殖、浅海養殖、貝類等、漁港建設技術、漁船設備・無線、漁労器具・機械等、漁具・漁法、製塩、乾燥品、くん製品、塩蔵品、調味加工品、水産糧餉品、抄製品、加工海藻類、低温貯蔵品、缶詰、肥料作成技術・製品、飼料、油脂、水産皮革、工芸品、真珠、べっ甲等
4. 鉱工業	(1) 鉱業	① 鉱業 (401010)	鉱業全般	鉱業行政、鉱業開発計画、鉱物資源開発計画、地質調査、鉱業経済、鉱山災害、鉱山保守・衛生、地球物理・化学、地質図、鉱物学、鉱物図、結晶学、応用地質学、鉱業機械・施設・設備機械等の整備等 鉱床、採鉱、選鉱、開坑、採掘、坑内通気、坑内照明、坑内排水、選鉱、鉱石処理、採掘、土石等の採取
		① 工業一般 (402010)	工業全般	工業行政、工業開発計画、工業基礎学、工業規格、商品規格、工業標準化、工業デザイン
		② 化学工業 (402020)	化学工業全般	化学工業行政、化学工業開発計画、電気化学工業開発、化学薬品工業開発、石油化学工業開発、工業物理学、高圧化学、電解、電熱化学、放電化学、高周波化学、触媒化学、化学工業品規格 電気化学工業、電池工業、カーバイド工業、化学薬品工業、薬品製造、化学肥料、アルカリ工業、塩素工業 石油・石炭化学工業、製油法、石油・石炭製品、アスファルト、石油ピッチ等、火薬、爆薬

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
		③ 鉄鋼・ 非鉄金属 (402030)	鉄鋼・非鉄金属全般	鉄鋼、鉄鋼プラント、製鉄・ 製鋼技術全般 溶鉱炉、電気炉、特殊鋼、治 金、合金、産鋼、非鉄金属全 般、等の製造
		④ 機械工業 (402040)	機械工業全般	工作機械製造、工作技術、加 工技術(鋳造、鍛造、プレス、 板金、溶接、表面処理塗装、 メッキ等)、自動車製造、航 空機製造、航空機材、船舶建 造、造船プラント建設、電気 ・機械・器具の製造、発電機、 電動機、精密・光学及び医科 機械等の製造、ボイラー、冷 凍装置、冷暖房装置等
		⑤ 繊維工業 (402050)	繊維工業全般	繊維工業開発 製糸、紡績糸、ねん糸、紡績、 紡績、織布、染色、仕上 綿製品、麻製品、絹製品、羊毛 製品、ナイロン製品等製造 織物デザイン、フェルト、敷物 染色加工、漂白、後染
		⑥ パルプ 木材製品 (402060)	パルプ、木材製品工業全般	パルプ・製紙工業開発、パル プ製品、紙製品、木製容器、 家具、竹製品、竹細工、ロー プ等 製紙原料、木材パルプ等
		⑦ 食品工業 (402070)	食品工業全般	食品行政 香辛料等、調味料、パン・麵 類製造、冷凍食品、製氷、食 品流通制度、製菓、醸造
		⑧ その他工業 (402099)	前7迄該当しないもの	陶磁器全般、印刷 皮革製品、なめし、文房具、 運動具、タバコ製品 民生用電気機器、自転車 その他
5. エネルギー	(I) エネルギー	① エネルギー 一般 (501010)	エネルギー全般で下記に該当 しないもの	エネルギー行政、エネルギー 開発計画、エネルギー対策、 エネルギー利用、エネルギー

大分類 (10種類)	中分類 (20種類)	小分類 (69種類)	分類基準	分類の具体例
6. 商業・観光	(1) 商業・貿易	② 電力 (501020)	発電及び送電を目的として必要となる計画、施設	データ・バンク 電力行政、電源開発計画、発電所設計等、発・変電所、送電、配電設計等、電力事業、火力発電、水力発電、原子力発電、その他発電
		③ ガス・石油 (501030)	ガス・石油・石炭等在来エネルギー開発推進・利用全般及び石油等エネルギーの輸送	在来エネルギー全般、ガス・石油、石炭の探査、探掘及び利用 木炭、練炭含む パイプライン
		④ 新・再生エネルギー (501040)	新・再生エネルギー全般	生物エネルギー、石炭液化、オイルシェール、オイルサンド、太陽熱利用全般 地熱利用全般、原子力利用(アイソトープ利用は除く)及び関連施設
		⑤ その他エネルギー (501099)	利用度の比較的小さいもの全般	風力・潮力・海洋温度差濃度差利用、バイオガス利用、水素ガス利用
		① 商業経営 (601010)	商業経営全般	経営学、オペレーションズ・リサーチ、管理組織、取引所、投資、企業経営、産業安全、生産管理、生産計画、標準化、工程管理、品質管理、資材管理、会計全般、商品流通機構、商工会議所
	(2) 観光	② 貿易 (601020)	貿易全般	貿易開発、通商、輸出保険、関税、税務、保税倉庫
		① 観光一般 (602010)	観光全般で、下記に該当しないもの	観光行政、観光開発計画、観光事業経営
	(1) 人的資源	② 観光施設 (602020)	観光等に必要となる関連施設全般	観光対象全般、ホテル等宿泊施設
		① 人的資源一般 (701010)	人的資源全般で、下記に該当しないもの	教育理念の研究、文盲撲滅計画・行政、教育問題、体育・スポーツ訓練全般
7. 人的資源		② 教育 (701020)	義務教育又は高等教育の場で実施される教育全般	教育行政、教育制度、学校経営、視覚教育、日本語教育、初・中・高等教育

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (69分類)	分類基準	分類の具体例
8. 保健・医療	(2) 科学・文化	③ 職業訓練 (701030)	義務教育以外の場で行なわれる教育全般	職業指導、監督者訓練、職業訓練、ようち園、保育等
		① 科学 (702010)	科学・学術全般	科学技術全般、学術研究
	(1) 保健・医療	② 文化 (702020)	文化全般	図書館、博物館、劇場 遺跡・文化財保存、服装全般、音楽、美術
		① 保健・医療 (801010)	保健・医療・衛生全般及び必要となる附帯施設・設備	保健・医療・衛生行政 保健・医療・衛生施設・設備全般 基礎医学全般 臨床医学全般 内科全般 外科全般 婦人外科・産婦人科全般 眼科・耳鼻咽喉科全般 歯科全般 その他の医療 公衆衛生・予防医学全般 薬学全般 人口問題、家族計画
9. 社会福祉	(1) 社会福祉	② 人口・家族計画 (801020)	人口・家族計画全般	
		① 社会福祉 (901010)	社会福祉全般	社会福祉行政、社会保障、老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、婦人更生保護、更生保護事業、医療保険、雇用保険
		② 労働 (901020)	労働全般	労働行政、雇用問題、労働化学、労使問題、労使関係、賃金問題、労働組合、失業対策、婦人青少年問題、労働学
		③ その他福祉 (901099)	前各号に該当しないもの	難民救済、食料援助、コミュニティセンター
10. その他	(1) その他	① その他 (999999)	目的が二つ以上の分野にまたがるもの、目的を特定しがたいもの、及びその他	秘書、その他

国（地域）コード表

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
0000	アジア地域	アジア	ASIA
0010	バングラデシュ	バングラデシュ	BANGLADESH
0040	ブータン	ブータン	BHUTAN
0070	ビルマ	ビルマ	BURMA
0100	カンボディア	カンボディア	CAMBODIA
0130	中国	チュウゴク	CHINA
0160	インド	インド	INDIA
0190	インドネシア	インドネシア	INDONESIA
0220	大韓民国	カンコク	KOREA
0250	北朝鮮	キタチュウセン	NORTH KOREA
0280	ラオス	ラオス	LAOS
0310	マレーシア	マレーシア	MALAYSIA
0340	モルディブ	モルディブ	MALDIVE
0370	モンゴル	モンゴル	MONGOLIA
0400	ネパール	ネパール	NEPAL
0430	パキスタン	パキスタン	PAKISTAN
0460	フィリピン	フィリピン	PHILIPPINES
0490	シンガポール	シンガポール	SINGAPORE
0520	スリ・ランカ	スリ・ランカ	SRI LANKA
0550	タイ	タイ	THAILAND
0580	ヴェトナム	ヴェトナム	VIET NAM
0610	ブルネイ	ブルネイ	BRUNEI
0640	台湾	タイワン	TAIWAN
0670	香港	ホンコン	HONG KONG
0900	その他アジア	ソノタアジア	OTHERS
0970	マラッカ	マラッカ	MALACCA
0980	メコン	メコン	MECONG
0990	区分不能（アジア）	クブンフノウ（アジア）	UNSPECIFIED (ASIA)
1000	中近東地域	チュウキントウ	MIDDLE EAST
1010	アフガニスタン	アフガニスタン	AFGHANISTAN

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
1040	アルジェリア	アルジェリア	ALGERIA
1070	バハレーン	バハレーン	BAHRAIN
1100	エジプト	エジプト	EGYPT
1130	イラン	イラン	IRAN
1160	イラク	イラク	IRAQ
1190	イスラエル	イスラエル	ISRAEL
1220	ジョルダン	ジョルダン	JORDAN
1250	クウェイト	クウェイト	KUWAIT
1280	レバノン	レバノン	LEBANON
1290	リビア	リビア	LIBYA
1310	モロッコ	モロッコ	MOROCCO
1340	オマーン	オマーン	OMAN
1370	カタル	カタル	QATAR
1400	サウディ・アラビア	サウディ・アラビア	SAUDI ARABIA
1430	スーダン	スーダン	SUDAN
1460	シリア	シリア	SYRIA
1490	チュニジア	チュニジア	TUNISIA
1520	トルコ	トルコ	TURKEY
1550	イエメン	イエメン	YEMEN
1580	南イエメン	ミナミイエメン	SOUTH YEMEN
1610	アラブ首長国連邦	アラブ ジュチョウコクレンボウ	UNITED ARAB EMIRATES
1990	区分不能(中近東)	クブンフノウ (チュウキントウ)	UNSPECIFIED (MIDDLE EAST)
2000	アフリカ地域	アフリカ	AFRICA
2010	アンゴラ	アンゴラ	ANGOLA
2030	ベナン	ベナン	BENIN
2050	ボツワナ	ボツワナ	BOTSWANA
2070	ブルンディ	ブルンディ	BURUNDI
2090	カメルーン	カメルーン	CAMEROON
2110	カーボ・ヴェルデ	カーボ・ヴェルデ	CAPE VERDE
2130	中央アフリカ	チュウオウアフリカ	CENTRAL AFRICAN EMPIRE
2150	チャード	チャード	CHAD

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
2160	コモロ	コモロ	COMOROS
2170	コンゴ	コンゴ	CONGO
2180	ジブチ	ジブチ	DJIBOUTI
2190	赤道ギニア	セキドウギニア	EQUATORIAL GUINEA
2210	エチオピア	エチオピア	ETHIOPIA
2230	ガボン	ガボン	GABON
2250	ガンビア	ガンビア	GAMBIA
2270	ガーナ	ガーナ	GHANA
2290	ギニア	ギニア	GUINEA
2310	ギニア・ビサウ	ギニア・ビサウ	GUINEA-BISSAU
2330	象牙海岸	ゾウゲカイガン	IVORY COAST
2350	ケニア	ケニア	KENYA
2370	レソト	レソト	LESOTHO
2390	リベリア	リベリア	LIBERIA
2410	マダガスカル	マダガスカル	MADAGASCAR
2430	マラウイ	マラウイ	MALAWI
2450	マリ	マリ	MALI
2470	モーリタニア	モーリタニア	MAURITANIA
2490	モーリシアス	モーリシアス	MAURITIUS
2510	モザンビーク	モザンビーク	MOZAMBIQUE
2530	ニジェール	ニジェール	NIGER
2550	ナイジェリア	ナイジェリア	NIGERIA
2570	ルワンダ	ルワンダ	RWANDA
2590	サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ	SAO TOME AND PRINCIPE
2610	セネガル	セネガル	SENEGAL
2630	セイシェル	セイシェル	SEYCHELLES
2650	シエラ・レオーネ	シエラ・レオーネ	SIERRA LEONE
2670	ソマリア	ソマリア	SOMALIA
2690	南アフリカ	ミナミアフリカ	SOUTH AFRICA
2710	スワジランド	スワジランド	SWAZILAND
2730	タンザニア	タンザニア	TANZANIA
2750	トーゴ	トーゴ	TOGO

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
2770	ウガンダ	ウガンダ	UGANDA
2790	上ヴォルタ	カミヴォルタ	UPPER VOLTA
2810	ザイール	ザイール	ZAIRE
2830	ザンビア	ザンビア	ZAMBIA
2850	ジンバブエ	ジンバブエ	ZIMBABWE
2990	区分不能(アフリカ)	クブンフノウ(アフリカ)	UNSPECIFIED (AFRICA)
3000	中南米地域	チュウナンベイ	MIDDLE & SOUTH AMERICA
3010	アルゼンティン	アルゼンティン	ARGENTINA
3040	バハマ	バハマ	BAHAMAS
3070	バルバドス	バルバドス	BARBADOS
3100	ボリヴィア	ボリヴィア	BOLIVIA
3130	ブラジル	ブラジル	BRAZIL
3160	チリ	チリ	CHILE
3190	コロンビア	コロンビア	COLOMBIA
3220	コスタ・リカ	コスタ・リカ	COSTA RICA
3250	キューバ	キューバ	CUBA
3280	ドミニカ共和国	ドミニカキョウワコク	DOMINICAN REPUBLIC
3310	エクアドル	エクアドル	EQUADOR
3340	エル・サルバドル	エル・サルバドル	EL SALVADOR
3370	グレナダ	グレナダ	GRENADA
3400	グアテマラ	グアテマラ	GUATEMALA
3430	ガイアナ	ガイアナ	GUYANA
3460	ハイティ	ハイティ	HAITI
3490	ホンデュラス	ホンデュラス	HONDURAS
3520	ジャマイカ	ジャマイカ	JAMAICA
3550	メキシコ	メキシコ	MEXICO
3580	ニカラグア	ニカラグア	NICARAGUA
3610	パナマ	パナマ	PANAMA
3640	パラグアイ	パラグアイ	PARAGUAY
3670	ペルー	ペルー	PERU
3680	プエルト・リコ	プエルト・リコ	PUERTO RICO

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
3700	スリナム	スリナム	SURINAM
3710	セントルシア	セントルシア	SAINT LUCIA
3720	セントビンセント・グレナディーン	セントビンセント・グレナディーン	ST. VINCENT & GRENADINES
3730	トリニダッド・トバゴ	トリニダッド・トバゴ	TRINIDAD AND TOBAGO
3760	ウルグアイ	ウルグアイ	URGUAY
3790	ヴェネズエラ	ヴェネズエラ	VENEZUELA
3800	蘭領アンティル	ランリョウアンティル	NETHERLANDS ANTILLES
3990	区分不能(中南米)	クブツフノウ (チュウナンベイ)	UNSPECIFIED (MIDDLE & SOUTH AMERICA)
4000	大洋州地域	オセアニア	OCEANIA
4010	オーストラリア	オーストラリア	AUSTRALIA
4040	フィジー	フィジー	FIJI
4070	ナウル	ナウル	NAURU
4100	ニュージーランド	ニュージーランド	NEW ZEALAND
4130	パプア・ニューギニア	パプア・ニューギニア	PAPUA NEW GUINEA
4160	トンガ	トンガ	TONGA
4190	西サモア	ニシ サモア	WESTERN SAMOA
4220	キリバス	キリバス	KIRIBATI
4230	ツバル	ツバル	TUVALU
4250	ソロモン諸島	ソロモン ショトウ	SOLOMON ISLANDS
4280	米領太平洋諸島	ベイリョウ タイヘイヨウショトウ	PACIFIC ISLANDS
4310	ミクロネシア	ミクロネシア	MICRONESIA
4320	ニューヘブリデス	ニューヘブリデス	NEW HEBRIDES
4340	マリアナ諸島	マリアナ ショトウ	MARIANAS
4370	西カロリン諸島	ニシカロリン ショトウ	WEST CAROLINE
4400	ヤップ島	ヤップトウ	YAP
4990	区分不能(太平洋)	クブツフノウ (オセアニア)	UNSPECIFIED (OCEANIA)
5000	欧州地域	ヨーロッパ	EUROPA
5010	アルバニア	アルバニア	ALBANIA
5030	オーストリア	オーストリア	AUSTRIA
5050	ベルギー	ベルギー	BELGIUM

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
5070	ブルガリア	ブルガリア	BULGARIA
5090	サイプラス	サイプラス	CYPRUS
5110	チェコスロヴァキア	チェコスロヴァキア	CZECHOSLOVAKIA
5130	デンマーク	デンマーク	DENMARK
5150	フィンランド	フィンランド	FINLAND
5170	フランス	フランス	FRANCE
5190	西ドイツ	ニシドイツ	FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY
5210	東ドイツ	ヒガシドイツ	GERMAN DEMOCRATIC REPUBLIC
5230	ギリシア	ギリシア	GREECE
5250	ハンガリー	ハンガリー	HUNGARY
5270	アイスランド	アイスランド	ICELAND
5290	アイルランド	アイルランド	IRELAND
5310	イタリア	イタリア	ITALY
5330	リヒテンシュタイン	リヒテンシュタイン	LIECHTENSTEIN
5350	ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	LUXEMBOURG
5370	マルタ	マルタ	MALTA
5390	モナコ	モナコ	MONACO
5410	オランダ	オランダ	NETHERLAND
5430	ノルウェー	ノルウェー	NORWAY
5450	ポーランド	ポーランド	POLAND
5470	ポルトガル	ポルトガル	PORTUGAL
5490	ルーマニア	ルーマニア	ROMANIA
5510	サン・マリノ	サン・マリノ	SAN MARINO
5530	スペイン	スペイン	SPAIN
5550	スウェーデン	スウェーデン	SWEDEN
5570	スイス	スイス	SWITZRLAND
5590	英国	イギリス	UNITED KINGDOM
5610	ヴァチカン	ヴァチカン	VATICAN
5630	ユーゴスラヴィア	ユーゴスラヴィア	YUGOSLAVIA
5650	ソヴィエト連邦	ソヴィエト連邦	SOVIET
5670	米国	ベイコク	UNITED STATES OF AMERICA
5690	カナダ	カナダ	CANADA

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
5990	区分不能(欧州)	クブンフノウ (ヨーロッパ)	UNSPECIFIED (EUROPE)
9990	区分不能(世界)	クブンフノウ(セカイ)	UNSPECIFIED

国際機関・援助機関コード表

コード	名称	英語表示	英語表示
000	国際協力事業	JICA	Japan International Cooperation Agency
100	国際連合	UN	United Nations
101	アフリカ経済委員会	ECA	Economic Commission for Africa
102	アジア太平洋経済社会 委員会	ESCAP	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
103	ヨーロッパ経済委員会	ECE	Economic Commission for Europe
104	ラテンアメリカ経済 委員会	ECLA	Economic Commission for Latin America
111	国連食糧農業機関	FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations
112	関税と貿易に関する 一般協定	GATT	General Agreement on Tariff and Trade
113	国際原子力機関	IAEA	International Atomic Energy Agency
114	国際復興開発銀行	IBRD	International Bank for Reconstruction and Development
115	国際民間航空機関	ICAO	International Civil Aviation Organization

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
116	国際開発協会	IDA	International Development Association
117	国際金融公社	IFC	International Finance Corporation
118	国際労働機関	ILO	International Labour Organization
119	政府間海事協議機関	IMCO	Inter-Governmental Maritime Consultative Organization
120	国際通貨基金	IMF	International Monetary Fund
121	国際電気通信連合会	ITU	International Telecommunication Union
122	貿易開発会議理事会	TDB	Trade and Development Board
123	国際貿易開発会議	UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development
124	国連開発計画	UNDP	United Nations Development Programme
125	国連教育科学文化機関	UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organization
126	国連児童基金	UNICEF	United Nations Children's Fund
127	国連工業開発機関	UNIDO	United Nations Industrial Development Organization
128	国連調査訓練研修所	UNITRA	United Nations Institute for Training and Research
129	通常技術援助計画	UNRPTA	
130	万国郵便連合	UPU	Universal Postal Union
131	世界保健機構	WHO	World Health Organization
132	世界気象機関	WMO	World Meteorological Organization
133	国連災害救済調整官	UNDRO	United Nations Disaster Relief Office
134	国連ボランティア	UNV	United Nations Volunteers
135	世界知的所有権機構	WIPO	World Intellectual Property Organization
151	経済協力開発機構	OECD	Organization for Economic Cooperation and Development
152	開発援助委員会	DAC	Development Assistance Committee
153	アラブ石油輸出国機構	OAPEC	Organization of Arab Petroleum Exporting Countries
154	石油輸出国機構	OPEC	Organization of Petroleum Exporting Countries
155	アジア郵便連合	AOPU	Asian-Oceanic Postal Union
156	アジア蔬菜センター	AVRDC	Asian Vegetable Research and Development Center
157	東南アジア 漁業開発センター	SEAFDEC	Southeast Asian Fisheries Development Center

コード	名 称	英語表示	英 語 名 称
158	アジア工科大学院	AIT	Asian Institute of Technology
159	Eastern Regional Organization For Public Administration	EROPA	Eastern Regional Organization for Public Administration
160	International Secretariat For Volunbeer Service	ISVS	International Secretariat for Volunteer Service
161	米州機構	OAS	Organization of American States
162	アフリカ統一機構	OUA	Organization of African Unity
163	アフリカ・マダガスカル 共同機構	OCAM	Organisation Commune Africaine et Madagascar
164	東南アジア農業大学	SEARCA	Southeast Asian Regional Centre for Graduate Study and Research in Agriculture
167	西アフリカ 稲作開発協議会	WARDA	West African Rice Development Association
168	東南アジア 運輸通信開発機構	SEATAC	Southeast Asian Agency for Regional Transport and Communications Development
169	東南アジア文部大臣機構	SEAMEO	Southeast Asian Ministers of Education Organization
170	アジア太平洋協議会 — 食糧肥料技術センター	ASPAC-FFTC	Food and Fertilizer Technology Center for Asian and Pacific Region Asian and Pacific Council
171	アジア太平洋 電気通信共同体	APT	Asia-Pacific Telecommunity
172	アジア中小企業技術 ネットワーク	TNA	
173	国際熱帯農業研究所	IITA	International Institute of Tropical Agriculture
180	コロンボ計画事務局	CP	The Colombo Plan Bureau
181	コロンボ計画 スタッフカレッジ	CPSC	Colombo Plan Staff College for Technician Education
201	アジア開発銀行	ASDB	Asian Development Bank
202	アフリカ開発銀行	AFDB	African Development Bank
203	欧州開発基金	EDF	European Development Fund
204	アメリカ開発銀行	IDB	Inter-American Development Bank
301	国際開発局（アメリカ）	AID	International Development Association
302	輸出金融公社（ドイツ）	AKA	Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbh.
303	経済協力中央金庫 （フランス）	CCCE	Caisse Centrale de coopération Economique
304	英連邦開発公社	CDC	Commonwealth Development Corporation

コード	名 称	英語表示	英語名称
305	カナダ国際開発局	CIDA	Canada International Development Agency
306	クレディ・ナショナル (フランス)	CN	Crédit National
307	ドイツ開発公社	DEG	Deutsche Entwicklungsgesellschaft
308	輸出信用保証局 (イギリス)	ECGD	Export Credits Guarantee Development
309	輸出開発公社(カナダ)	EDC	Export Development Corporation
310	輸出信用保証庁 (スウェーデン)	EKN	Export Credit Guarantee Board
311	米商輸出入銀行	EXIM	The Export-Import Bank of the United States
312	ドイツ復興金融公庫	KFW	Kreditanstalt für Wiederaufbau
313	中期信用中央金庫 (イタリア)	MC	Mediocredito Centrale
314	海外開発庁(イギリス)	ODA	Overseas Development Administration
315	海外民間投資会社 (アメリカ)	OPIC	Overseas Private Investment Corporation
316	スウェーデン 輸出信用金庫	ABSEK	
317	スウェーデン開発庁	SIDA	Swedish International Development Authority
401	海外技術者研修会	AOTS	Association for Overseas Technical Scholarship
402	海外コンサルティング	ECFA	Engineering Consulting Firms Association
403	日本輸出入銀行	EXIMBANK	The Export-Import Bank
404	国際開発センター	IDCJ	International Development Center of Japan
405	アジア経済研究所	IDE	Institute of Developing Economies
406	国際建設技術協会	IECA	International Engineering Consultants Association
407	日本シオス協会	IMAJ	International Management Association of Japan
408	日本プラント協会	JCI	Japan Consulting Institute
409	海外貿易開発協会	JODC	Japan Overseas Development Corporation
410	石油開発公団	JPDC	Japan Petroleum Development Corporation
411	金属鉱業事業団	MMAJ	Metal Mining Agency of Japan
412	海外建設協力会	OCAJ	The Overseas Construction Association of Japan
413	海外経済協力基金	OECF	The Overseas Economic Cooperation Fund
501	アンデス開発公社	ADC	Andean Development Corporation

コード	名 称	英語表示	英 語 名 称
502	アジア太平洋協議会	ASPAC	Asian and Pacific Council
503	(ASPAC) 経済協力 センター	ECOCEN	Economic Co-operation Center
504	メコン委員会	MECON	The Mekong Committee
507	アジア太平洋 開発行政センター	APDAC	Asian and Pacific Development Administration Center
508	テクノネットアジア	TECHNONE	Asian Network for Industrial Technology Information and Extension
510	国連広報センター	UNIC	United Nations Information Center

調査団関連コード表

身分(出身区分)コード

身分	コード
国家公務員	1
地方公務員	2
特許法人(JICAを除く)	3
民間	4
自営	5
JICA特別委任	6
JICA技師員	7
無職	9

号(団員の格付)コード

号	コード
特号	0
1号	1
2号	2
3号	3
4号	4
5号	5
6号	6

費用出所コード

費用出所	コード
事業団予算(協会委託を含む)	1
外務省(本省)予算	2
農林水産省予算	3
通産省(本省)予算	4
その他省庁予算	7
その他	9

調査種類(調査段階区分)コード

開発調査	コード	プロジェクト方式技術協力	コード	開発協力	コード
研究・基礎調査	110	研究・基礎調査	210	基礎一次調査団	310
選定・確認調査	120	選定・確認調査	220	基礎二次調査団	320
事前調査	140	事前調査	240	開発計画調査団	330
本格調査		本格調査		計画打合せ調査団	340
現地調査	151	実施協議調査	251	現地作業監視	350
現地作業監視	153	巡回指導	253	関連施設整備調査団	370
報告書説明	155	計画打合せ	255	試験審査等調査団	380
アフターケア調査	170	効果測定	257		
		機材管理指導	258		
		事後状況調査	270		

開発調査費	技術協力センター費	保健医療協力費	人口家族計画協力費	農林業協力費
01 事前調査	01 事前調査	01 事前調査	04 巡回指導	01 事前調査
02 実施調査	02 実施協議	02 実施協議	06 エバリュエーション	02 実施協議
03 長期調査	04 巡回指導	03 実施設計		03 実施設計
04 アフターケア調査	05 計画打合せ	04 巡回指導		04 巡回指導
05 地形図作成調査	06 エバリュエーション	05 計画打合せ		05 計画打合せ
06 林業資源調査	07 機材管理	06 エバリュエーション		06 エバリュエーション
07 水産資源調査	10 アフターケア	07 機材管理		07 機材維持管理
10 実施設計調査		08 基礎調査		08 基礎調査
20 特別案件調査				
30 地下水開発調査				
40 大規模開発プロジェクト調査				
50 特定地域技術協力調査				
60 プロジェクト研究				

開発協力費	産業開発協力費	海外開発計画調査費	資源開発基礎調査費
01 試験的事業関連	01 事前調査	01 長術調査	01 資源開発調査
02 基礎一次調査	02 実施協議	02 プロジェクト選定調査	02 地質開発計画調査
03 基礎二次調査	04 巡回指導	03 技術調査団長期派遣	03 プロジェクト選定調査
04 開発計画調査	05 計画打合せ	04 大規模開発協力基礎調査	04 フォローアップ調査
05 計画打合せ	06 エバリュエーション	05 フォローアップ調査	05 事前・協定折衝
06 作業監視		06 大型工業技術協力調査	
関連インフラ			
11 社会開発			
12 鉄工業			
20 試験審査等調査			

JICA

